

令和 5 年度（2023 年度）

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

議事録（抄録）

令和 5 年（2023 年）7 月 28 日

出席者

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

秋田英明委員

齋藤久光委員

中川晶比兒委員長

橋本佐和子委員

山本晋委員

(五十音順)

(地方独立行政法人)

北海道公立大学法人札幌医科大学
事務局経営企画課財務室副室長

須田健一郎

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
本部経営管理部財務グループ主幹

三浦良正

(地方独立行政法人所管部)

北海道総務部教育・法人局法人団体課主査
北海道総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課主幹

穴蔵大介
大島司

(事務局)

北海道会計管理者兼出納局長
北海道出納局財務指導課長
北海道出納局財務指導課課長補佐
北海道出納局財務指導課主査
北海道出納局財務指導課主事

森隆司
阿保恵一
浦濱昌永
橋本知加子
藤島勇二

<事務局>

定刻になりましたので、始めたいと思います。

私北海道出納局財務指導課の阿保と申します。

本日どうぞよろしく願いいたします。皆様お忙しい中また連日お暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。

まず委員会の開催に先立ちまして、森会計管理者からご挨拶を申し上げます。

(会計管理者兼出納局長挨拶)

<事務局>

それでは会議を始めさせていただきます前に改めまして各委員のご紹介をさせていただきますと思います。

公認会計士の秋田英明委員です。

北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授の齋藤久光委員です。

北海道大学大学院法学研究科教授の中川晶比兒委員です。

弁護士の橋本佐和子委員です。

弁護士の山本晋委員です。

本日出席は、5名全員でありまして、委員の半数以上が出席されておりますので、北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これからの会議の進行につきましては、中川委員長の方をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

<中川委員長>

それではただいまから、北海道特定調達契約等苦情検討委員会の第25回の会議を開催します。

本日の議題は、苦情の処理手続について、国等の苦情申立て案件について、令和4年度における特定調達契約等の実績についての情報提供や報告など3件ございます。

それではまず議題1、苦情の処理手続について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

議題1についてご説明させていただきます。「北海道特定調達契約等苦情検討委員会の苦情の処理手続について」を、お手元の資料1-1から、1-5により説明いたします。資料1-1をご覧ください。

始めに、本委員会の設置根拠ですが、本委員会は「2012年3月30日、ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条に規定されます苦情申立ての手

続きの一つである検討機関として設置されているものであり、北海道においては、資料 1-2「北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例」に基づき設置されているところです。

本委員会は、協定の対象となる調達において、その関係人が申し立てた苦情に対し、申立ての内容を検討審議し、是正すべき事案があれば是正を求めるとというのが、委員会の本旨であります。

次に、資料 1-3 をご覧ください。政府調達に関する協定の発効に際し、国や各地方公共団体では、その処理手続きについて規定を設けることとされており、北海道においては、資料 1-3 平成 8 年北海道告示第 1337 号「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」により処理手続を定めているところです。

また、資料 1-4 平成 11 年 8 月 30 日出納局長決定「特定調達契約等に関する苦情の処理手続の解釈・運用」により当該手続の解釈・運用を定めているところです。

続きまして、資料戻っていただいて、1-1 の 2 ページ目をご覧ください。

適用となる契約につきましては、協定において定められておりますが、地方公共団体におきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」で、調達の区分と対象額については総務大臣が定めると規定されており、2 年ごとに見直しが行われております。

現在は、2 ページ目の適用となる契約及び額のとおり、物品等の契約が 3000 万円以上、建設工事が 22 億 8000 万円以上、建築エンジニアリングサービスが 2 億 2000 万円以上、それ以外が 3000 万円以上と定められております。

この対象契約に係る調達手続に関して苦情が申し立てられた場合に本委員会が開催され、内容を検討審議いただくこととなります。

その具体的な処理手続につきましては、先ほど申し上げました特定調達契約等に関する苦情の処理手続に定めがあり、その概要を具体的な流れに整理したものが、資料 1-5 のフロー図となります。

以下、資料 1-5 に基づいて説明させていただきます。

特定調達に関する協定の対象となるものに係る契約手続につきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に定めがあり、これに基づいて入札参加の資格に関する審査や入札に関する告示、入札等の事務が執り行われているところであります。

これらのすべての段階で、当該製品又はサービスの提供を行ったものや、提供を行うことが可能であったもの、これらの者を供給者といっていますが、その供給者が手続に協定違反があると判断した場合に、まずはその入札等を所管する部署である関係調達機関に対し説明や是正を求めるとし、関係調達機関はそれに対応するなどの協議を行うこととなります。協定では、この段階での解決が奨励されているものであります。フロー図では、①と②の部分となります。

供給者と関係機関との協議では、解決に至らなかった場合に、供給者は本委員会に苦情を

申し立てることとなります。フロー図では③の部分になります。

苦情の申立てがあった場合、その申立てを関係調達機関に送付するとともに、10日以内に当該申立ての受理又は却下について決定いたします。

また、その決定を直ちに苦情申立人と関係調達機関に通知することとなります。フロー図では、④から⑥になります。

申立てを受理した時はその旨を公示し委員会の審議に参加することを希望する者、フロー図では参加者を募ります。

同時に関係調達機関に対して申し立てられた事案に係る関係書類と、苦情事項に対する回答、説明などを記載した報告書の提出を求めます。この報告書は、フロー図の4の本委員会が関係調達機関に対して申立ての送付をした時から14日以内に提出すべきものですが、その間に、本委員会は、原則として、フロー図⑧の申し立てられた契約の締結あるいは執行の停止を求めたり、フロー図の⑩参加者を確定するなどの手続を行うこととなります。

以上の手続を経て、フロー図の⑬申し立てられた苦情の検討、審議を行っていただき、最終的に検討結果と是正などの提案事項の取りまとめを行い、フロー図の⑮検討結果報告書と提案書を作成し、苦情申立て人、関係調達機関、参加者に送付して、一連の手続が終了となります。

以上の処理手続は、苦情の申立てがあった日から90日以内、公共事業の場合は50日以内に行うこととされております。

なお、検討の結果是正に関する提案書が出された場合、関係調達機関は原則としてこの提案に従うものとされております。

以上で議題1、苦情処理の手続についての説明を終わらせていただきます。

<中川委員長>

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご質問等はありませんでしょうか。

特に質問がないようですので、議題1の説明の聴取を終わります。

それでは議題2、国等の苦情申立て案件について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

資料2により、申立てが却下された案件ではありますが、広島県が設置している政府調達苦情検討委員会に申立てがあった苦情の概要等について、情報提供させていただきます。

資料2の次に添付している参考につきましては、今回の申立てについて、広島県政府調達苦情検討委員会で公表している処理状況となっております。

また苦情の背景がわかりづらいものとなっていたので、追加で資料の方、配布させていただいております。

それでは資料2をご覧ください。苦情のあった調達案件は、広島県教育委員会事務局学

びの変革推進部特別支援教育課における、「特別支援学校通学用スクールバス運行業務」、苦情申立人は匿名とされています。

入札手続の経過ですが、令和4年7月21日、広島県公報により入札公告が行われ、令和4年9月8日に開札、落札者が決定されました。その後、令和4年10月7日に苦情申し立てが行われております。

委員会では、苦情申立人から苦情の申立てがあった際は、苦情について検討し、却下事由に該当する場合は却下することができるものとされています。今回の案件は、この段階での却下となっております。申立ての却下事由は、「政府調達に関する苦情の処理手続」において「遅れて申立てが行われた場合」、「政府調達協定等と無関係な場合」などを定めております。

苦情の概要については、資料に記載のとおりですが、「入札公告にある記載の一般貸切運賃と異なる特定旅客運賃による落札を認めた調達機関の行為は違法である。」との申立てがされました。

追加配布した資料の方をご覧ください。

まず、この入札の概要ですが、この特別支援学校通学用スクールバス運行業務では、入札参加資格として、広島県で定める旅客運送の資格が必要であり、この資格は、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業のいずれかの許可を有することが条件となっており、入札参加者の方は、いずれかの旅客自動車運送事業の許可を有する事業者となっております。入札参加者は有している許可に基づく運賃で入札することとなります。申立てのあった入札公告に記載されている中国運輸局の公示とは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金の変更命令の処理要領を定めたもので、「運賃料金を変更すべきことを命じられるおそれがあるもの」とは、資料の右側の方にある事項が命じられるおそれがあるものとなっております。申立人は、こちらの入札公告を一般貸切旅客自動車運送事業者のみならず、特定旅客自動車運送事業者の入札金額をも規制するものと解釈し、特定旅客自動車運送事業者が一般貸切運賃ではない、特定旅客運賃によって落札を認めた調達機関の行為が違法との申立てを行いました。

これに対し委員会では、入札公告の「審査の結果、運賃料金を変更すべきことを命じられる恐れがあるものであってはならない。」との文言から、この記載が運賃料金の審査の対象となる一般貸切旅客自動車運送事業者のみを対象とすることは明らかであり、そもそも審査の対象とはならないことから、特定旅客自動車運送事業者を対象とするものではないことは明らかであり、申立て人の一般貸切旅客自動車運送事業者のみならず、特定旅客自動車運送事業者の入札金額をも規制するものとの解釈を前提とする、苦情の申立ては理由がないものとして、「政府調達に関する苦情の処理手続」の「協定とは無関係な場合」ないし「その他委員会による検討が適当ではない場合」に該当するものであるとして、申立てを却下としたものとなります。

以上が、広島県の苦情概要の内容となります。

<中川委員長>

はい、ありがとうございます。

やや複雑な事案ではありますが、委員の方からご意見やご質問等、ありますでしょうか。

これは他の委員会の判断ですので何か私から意見を出すということではなくて、単純に感想ですが、ここで問題になっているのは、おそらく、運賃の上限下限額がもう決まっていて、その間でしか選べない一般貸切旅客自動車運送事業者が入札したけれど、(規制のない)特定旅客自動車運送事業者が落札したようだ。

ある意味、競争条件が対等でないものが競争しているけれど、それは公平じゃないというような趣旨で問題視していると思うのですが、参加資格の設け方が、これでよかったのかどうかというのは、もう少し詳細を見ないとわからないような気がします、申立ての書き方としては却下せざるを得なかったのかと。

ただ、こういう入札参加資格の立て方が本当にいいのかというのは、若干この規制が縦割りというか、複雑なこともあってちょっと不安なところではあります。

以上、感想まで。

他に何かコメントはありますか。齋藤委員。

<齋藤委員>

こちらは一般貸切旅客自動車運送事業許可については、上限とかそういったものがあるので、情報として載せているけれども特定旅客自動車運送事業許可については、運賃については届出のみなのでそういった上限下限がないので、何かに縛られるとかそういうような、1文は載せなかったということになるのですか。

<事務局>

今回広島県としては「契約締結後変更されるおそれのない運賃で入札してください」ということでこの文言を入れたと思われ、特定旅客運送事業者につきましては運賃は届出のみで、変更されるおそれがないため、特段の指示をしていなかったものと思われ。

<齋藤委員>

ありがとうございます。

<中川委員長>

他はいかがでしょうか。

では特になければ、議題2の説明の聴取を終わりたいと思います。それでは議題3、令和4年度における特定調達契約等の実績について、事務局から説明お願いいたします。

<事務局>

はい、事務局から説明させていただきます。資料の3-1をご覧ください。資料の3-1差し替えがございますので、先ほど机の上に置いたものをご覧ください。令和4年度における、北海道の特定調達契約の実績を説明させていただきます。

まず1の「特定調達契約を所管する本庁等の数について」でございますが、4年4月1日現在は記載のとおりとなっております3年度から増減はございません。

続きまして、2の「物品等、特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額について」でございますが、全体の件数で583件、金額は約236億900万円となっております。

続きまして、3の「物品等特定役務の項目別の主な契約について」でございますが、物品等では、別館西庁舎、札幌道税事務署などの北海道庁指定庁舎等で使用する電力の契約、及び自走式リール完成機の購入。その他の役務では行政情報コミュニケーションシステム提供業務、アグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）4年定期点検などの契約がございました。行政情報コミュニケーションシステムとは、北海道庁で職員間の情報共有などに使っている基本的なシステムになります。アグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）とは、警察本部で使用している、ヘリコプターになります。そして、建設工事では、道道小樽環状線交付金（最上トンネル）工事が1件ございました。これは小樽市塩谷を起点とし、小樽市新光に至る全長13.2キロの路線にトンネルを整備する工事でございます。落札金額は資料記載のとおりでございます。また、これらの契約につきましては、北海道庁指定庁舎等で使用する電力の契約及びアグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）4年定期点検が随意契約、残りは一般競争入札により、契約の相手方を決定しております。

続きまして、4の「随意契約の理由別内訳について」でございますが、随意契約は全体で48件行っておりまして、そのうち約半数の26件が再度の入札に付しても、落札者がいないとして、随意契約を行っているものでございます。

以上が令和4年度における道の特定調達契約の実績の説明でございます。

<札幌医科大学>

札幌医科大学でございます。資料3-2をご覧ください。

令和4年度の札幌医科大学の調達契約の実績についてご報告いたします。資料の1の「物品等特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」でございますけれども、一般競争入札が61件で約59億5,000万円。随意契約が4件の、約13億6,000万円。合計で、65件の73億1,000万円となっております。

続きまして、2の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」でございますが、金額の大きなものを主なものとして掲載しております。1件目は、大学や附属病院の施設で使用する電力の需給契約でありまして、契約金額は約8億5,000万円、契約方法は随意契約でございます。他は脊髄損傷の治療に用いるステミラック注、がん治療に用いる医療機器の放射線治療装置リニアック、がんの免疫療法に用いる薬のキイトルーダといったものになっておりま

して、それぞれ一般競争入札で契約の相手方を決定しております。最後に3の「随意契約の理由別内訳」でございますが、随意契約は4件ございまして、そのうち「特定の供給者によってのみ供給可能な場合」が2件あり、1つ目は、先ほどご説明しました電力需給契約で、一般競争入札を行ったものの、落札者がなかったため、電気事業法に基づく最終保障供給を行うことができる道内唯一の事業者と随意契約を締結したもので、もう1つは、実験動物の購入で、実験環境の継続性を保つため、従来からの業者から購入しているものです。残り2件が「再度入札に付し落札者がいないとき」となっております。

説明は以上でございます。

<道立総合研究機構>

北海道立総合研究機構本部経営管理部の三浦と申します。私の方から、北海道立総合研究機構の調達実績について、資料3-3に基づきまして説明させていただきます。

まず1番目の「物品等特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額について」でございます。物品等の一般競争入札は1件で、落札金額は約5億600万円でございます。次に特定役務の一般競争入札は3件で、落札金額は合計で約2億6,400万円でございます。以上を合わせまして一般競争入札4件、4件落札金額は7億7,000万円となっております。

続きまして、2番目の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」でございます。まず、物品等につきましては、庁舎等で使用する電力の1件でございます。これにつきましては本部及び全道の各試験場など、29施設で使用する電力の電力需給契約になります。入札参加者は一者で落札金額は、約5億600万円となっております。特定役務につきましては3件でございます。まず1件目、総合文書管理システム構築業務委託でございます。これにつきましては、道総研現在いわゆる紙決裁行っているところであり、最近のテレワークシステム等のようなものに対応していない、オンライン決裁に対応していないということが課題としてございました。それでこの課題に対応するため、オンラインでの決裁と文書管理を可能とするシステムを構築するための契約となっております。入札参加者は一者で落札金額は約7,200万円となっております。2件目は、北海道立総合研究機構情報ネットワークシステム統合業務基盤更改業務委託でございます。これは、道総研におきます人事システムや財務会計システム等の個別システムを統合している情報ネットワークシステムのサーバーの更新に係る契約となっております。入札参加者は一者で落札金額は1億3,600万円となっております。3件目は、IT資産管理システム構築業務委託でございます。これは、道総研で運用しております。ソフトウェアそしてライセンス、ハードウェア等のIT資産に関して、法令順守やセキュリティ対策の観点から、運用ルールを整備し、適切な管理を行うためのシステムを構築する契約となっております。そして、入札参加者は一者で落札金額が約5,600万円となっております。

以上でございます。

<中川委員長>

はい、ありがとうございました。以上の説明につきましてご質問等ありますでしょうか。

<齋藤委員>

一般競争入札の中で、参加者が一者しかないという例が結構あったかと思うのですが、結局一者だったらあんまり競争が働かないわけですから、例えば条件を緩めるなどして参加者をふやすようなことってというのは考えられているのかということをお聞かせいただければと思います。

<事務局>

全体的なお話ということでしょうか。

<齋藤委員>

道総研が特に多かった気がするのですがけれども他にも一者というのがもし多いのであれば全体的な話ということで聞かせいただければと思います。

<事務局>

全体的な話をちょっとさせていただきたいなと思っております、もちろん結果的に一者になってしまいますと、競争性が働きづらくなってしまいうように見えてしまっているというのがありますが、入札に実施するに当たり、調達機関の方で、予定価格を設定しており、予定価格自体は競争性があるものを前提として、設定しているところでございますので、ある程度の競争性が見込めるという判断のもとで実施しているところでございます。入札の条件を緩めた場合に、どこまで目的達成できるかっていう部分もございまして、その調整をしつつ、契約の目的達成できるような条件を設定させていただいているところでございます。

<齋藤委員>

わかりました。

<中川委員長>

別のところではシステム系は、競争入札なのか、随意契約なのかっていうのはやっぱりもめるところではあると思うんですね。

ただそこで聞いた話だと、システムを更新するような場合でも、それは競争できるという場合もあったりして、一から作る場合だけではないという問題で、つまり、過去にあった業者が、次の新たな構築も入ってきてずっと一者しか入札しない落札しないという状況とそうでないこともありうるという話なので、システムに関しては、市民道民に対して、入札の

公平性とか、オープンでやるということを説明できる必要があると思うので特定一者や、既存の受注者が有利になるような仕様になっていなかったというのはチェックしていただく必要は一般的にあるのかなという風に思います。

ちょっと話が変わりますが、電力について札幌医科大学の方は、入札したけれども落札者がいなかったのが最終保障供給契約で随意契約を行ったということですが、道総研の方は一般競争入札で北海道電力が落札したということですかね。予定価格の違いがこういう結果の違いになったということですかね。

<道立総合研究機構>

予定価格の部分はちょっとわからないのですけれども北海道電力以外の業者が落札いたしました。

<中川委員長>

3-1の方に移りまして、再度の入札に付し落札者がないっていうものは他に何かどのようなものがあったのかちょっと知りたいのですけれども。

<事務局>

再度の入札等に付し落札者がいないときなのですけれども、資料3-1の3にもございますアグスタ式AW139型機体(だいせつ1号)について1度、競争入札に付し参加者が2者いましたが予定価格の範囲内で入札を行った者がおらず、落札できませんでした。その後再度入札を2度目まで行いましたが、落札には至らなかったため、入札を終了しまして、一番低い価格で入札した者と随意契約を結ぶに至っているところでございます。

<中川委員長>

はい、ありがとうございました。他の委員から何かありませんか。

<齋藤委員>

今の予定価格のところなのですが、例えば最近労働力不足であるとか、資源高などで、なかなかの物価も上がっているような状況だと思うのです。でも予定価格ではちょっとペイしないっていうことだと思うのですけれどもそういった、経済的な条件っていうのはどれぐらい最近のものは反映させて予定価格を形成しているのかちょっと教えていただけますか。

<事務局>

もちろんその入札するものによっても変わってくるにはあるのですけれども、物品とか例えば先ほど例にあがった電力関係だとやはり現在のそのエネルギー不足とかそういう

ったものもあるので、燃料単価も上昇に伴う電力単価の上昇などを加味して予定価格を算定していたり、お話にもありました労働単価についても、標準の労務単価というものが設定されておりまして、それが毎年一定の時期に更新されており、ちょっと詳しい数字はちょっと把握できておりませんが、年々上がっている状態ですので、それをもとに、1人当たりどれくらいの単価でというような具合で積算を行い、予定価格を決めているところでございます。

<齋藤委員>

それを見込んだ以上に価格が変わっているというふうに理解してよろしいですか。

<事務局>

そうですね。標準の国の労務単価を引っ張って積算しているところでありまして、実際にその業者さんが自分たちの入札をする時には、多少ずれることがあって予定価格に満たなかったものっていうのは、何件か出ているのかなというところでございます。

<中川委員長>

多分、単価が一番決められているのは工事かなと思うのですが、工事でもこういう再入札になったものはありましたか。

<事務局>

今回の工事の特定調達契約の回答したものは1件だけで今回のものは再度入札などはしていないと聞いております。

<中川委員長>

他にはありませんでしょうか。

<橋本委員>

苦情の申し立てまではいかなくても何か問い合わせですとか、相談レベルのものっていうのは道ではありますかっていうのが1点目。

それから今回の他の国、道以外の苦情案件の報告が却下のケースだったのですが、これは珍しいからこれを選ばれたのか、その最後の報告までいかないケースだったので、何か理由があったかなということをお聞きしたい。

<事務局>

まず、苦情の申し立てまで行かない段階の相談については、関係調達機関からそのような問い合わせなどがあったという相談は、事務局にはないところでございます。

今回この事例を選んだ理由としては、昨年の委員会後の国等の苦情案件を確認したところ報告書を公表している事例がなかったため、こちらを紹介させていただきました。

<橋本委員>

ありがとうございます。

<中川委員長>

他にはありませんか。

とりあえず、特にないようですので議題3の説明の聴取を終わります。

本日予定していた議題は以上ですけれども、委員の皆様からほかに何かご意見等はありませんでしょうか。

私からちょっとご提案というか、開催時期をどうしようかなと。今回開催が7月として、観測史上最も暑いという。去年の7月の気温を調べても結構30度超える日は多かったの、6月とかですね。それを超えたらもう9月の末以降とかにさせていただくのもいいのかなと思うのですけれども。また人事異動の関係もあるかと思しますので、夏の一番暑い時期はちょっと避けていただいた方がお互いのためなのかなと思います。ご検討いただければと思います。以上意見でございます。

はい。他に意見等なければ、最後に事務局にお任せしたいと思います。

<事務局>

本日お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。次回の委員会開催に当たりましては、その都度、委員の皆様方と打ち合わせをさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上をもちまして会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。